

長崎県電子見積実施要領（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>第2条 電子見積は、物品管理室が発注する物品のうち、別表右欄に掲げる電子見積実施品目のうち、1件の予定価格が、印刷については50万円、印刷以外の電子見積実施品目については<u>300万円</u>を超えないものを対象とする。</p>	<p>第2条 電子見積は、物品管理室が発注する物品のうち、別表右欄に掲げる電子見積実施品目のうち、1件の予定価格が、印刷については50万円、印刷以外の電子見積実施品目については<u>160万円</u>を超えないものを対象とする。</p>

附則

この要領は令和7年4月1日以降に公開する案件から適用する。